

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 令和2年2月28日(月)午前10時から午前11時15分まで

2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

- (1) 環境影響評価指針の一部改正について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

松尾会長、生田委員、伊藤委員、大石委員、酒巻委員、佐野委員、武田委員、田代委員、塚田委員、富田委員、中川委員、中野委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、葉山委員、櫃田委員、増田委員、宮崎委員、吉永委員 (以上20名)

(2) 事務局

環境局：

小野技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任

その他：

関係課職員 2名

(以上9名)

5 傍聴人

なし

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 環境影響評価指針の一部改正について

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が中川委員と櫃田委員を指名した。
- ・ 環境影響評価指針の一部改正について、別紙1のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料1から資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【大石委員】資料3の2ページの表の①について、環境要素の区分が「建設作業等騒音」となっている。事務局の説明によれば、稼働時の騒音はコンディショナーから発生するとのことであり、建設作業の騒音とは性質が異なると考えるが、この項目に含めることができるのか。

【事務局】「建設作業『等』騒音」としており、この指針を策定した当初から、設備の稼働時についてはこの「等」に含めている。

【増田委員】国の主務省令にはないが、反射光だけではなく、太陽光パネルを設置し

た際の気温の上昇も問題になっていることから、例えば「反射光『等』」として気温上昇も含めるようにした方が良いのではないか。

【事務局】今回の環境影響評価指針の改正は、太陽電池発電所が法の対象事業に追加されたことを踏まえて条例の対象事業に追加したことに伴い、国の主務省令を参考にして改正するものである。国の改正の基となった「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」では太陽電池発電事業による苦情等の割合が項目別に示されており、土砂災害や景観、水の濁り等によるものが多く、気温上昇はそれほど多くない状況であり、太陽電池発電事業の環境要素として気温上昇は挙げられていない。現時点では、気温上昇の調査や予測の手法を規定することは困難であると考えており、今後の国の動向や事例を踏まえて検討してまいりたい。なお、反射光の予測手法を「事例の引用又は解析」としていることから、実際の運用に当たっては、気温上昇についても事例を収集した上で評価するよう事業者を指導できるのではないかと考えている。

【松尾会長】運用面で対応できるとのことだが、気温上昇は反射光によるものなのか、それとも輻射熱によるものなのか。それによって対応は異なると思われるが、どのように考えるか。

【吉永委員】気温上昇については、元々生育していた樹木などが伐採され、対流による顕熱の冷却や水分の蒸発散がなくなるとともに、地面を温めていた日射の熱が太陽光パネルによって反射することによる影響が大きいと思われる。太陽光パネルを大規模に設置する場所としては樹林地が多くなりがちなことから、元々あった自然環境を改変することによる影響が大きくなるのではないか。

また、運用上の懸念が2つある。1つは元々生育していた樹木の根による地盤の安定性や涵養といった点はどのように評価されるのか。

もう1つは、反射光の予測手法が「事例の引用又は解析」となっているため、どこか遠くの地域の事例を引用して影響は無いと言い張るおそれがある。地域が異なれば太陽高度などが異なってくることから、よほど事業地が近くない限り他事例を適用するのは適切ではない。さらに、設置しようとするパネルの質によっても反射の程度は異なっており、JISでは入射角特性の測定が定められていないため、メーカーですら太陽光パネルによる反射の程度を把握していないところもあり、解析するためのデータが存在しない可能性がある。

【事務局】気温上昇その他の様々な課題があることは承知した。実際の運用に当たっては、審査会で個別の事業ごとに審議いただきたい。また、反射光の予測手法については、先ほどの検討会報告書では「シミュレーションにより予測・評価することが考えられる」とされていることから、それが実施可能かどうかについても確認しつつ、精度の高い予測・評価を行うとともに、できる限りデータを示すよう事業者を指導してまいりたい。

【中野委員】先ほどの事務局の説明によると、資料3の4ページの地盤の安定性について、県は国に先駆けて参考項目に加えていたということであり、また、「土地の安定性」より「地盤の安定性」の方が広く捉えられることから、十分に対応できると考える。さらに、資料2-2の17ページの土地の安

定性の予測手法についても、「斜面安定解析等の土質工学的手法」よりも、県の指針における「地盤の安定性に関する地盤工学的解析」の方が広く捉えられると考える。以上のことから、指針の改正案は、国の主務省令に十分対応していると思われる。

また、吉永委員が指摘された、樹木を伐採することによる地盤の安定性に関しては、「地盤の安定性に関する地盤工学的解析」において評価されるところと考える。

【塚田委員】地盤の安定性に関連して質問したい。土地を造成して太陽電池発電事業を行う際には調整池を設置し、その維持管理として浚渫を行うことになると思われるが、事業が終了した後は知りませんといったいい加減な事業者もいる。国の主務省令では事業が終了した後の廃棄物について予測・評価することとしており、これは非常に良い取組であることから、これと同様に、事業が終了した後の地盤の安定性や洪水の防止についても適切に予測・評価するよう改正すべきではないか。

【事務局】国が主務省令において事業終了後の太陽光パネルの廃棄を参考項目に加えた理由としては、現在は年間1,000トン程度である太陽光パネルの廃棄量が、FIT制度により開始した多くの事業が終了する2035年頃には年間で最大280,000トンにのぼり、産業廃棄物の最終処分量の2.7%に相当すると試算されており、特に重大な問題として捉えているためと思われる。

一方で、指摘のあった調整池については、他の面的開発事業でも設置されるものの、事業終了の時期などが明らかではないということもあり、現時点では予測の対象とはなっていない。

事業終了後の影響については、全ての事業種に共通する課題であることから、国のアセス制度の見直しの動向も注視しつつ、県のアセス制度の在り方を検討する際、必要な改正を行ってまいりたい。

【田代委員】資料3の4ページの地盤の安定性の予測手法について、「地盤環境の特性を踏まえて地盤の安定性に関する地盤工学的解析」となっているが、「踏まえ『て』」ではなく「踏まえ『た』」の方が良いのではないか。

【事務局】お示しした改正案においては、他の環境要素の書きぶりや整合させるために「踏まえ『て』」としているが、今後の県庁内の法規を所管する部署との調整の過程で適切な表現としていきたい。

【田代委員】今回の改正において、発電事業終了時の廃棄物を追加するとのことだが、既に稼働している太陽電池発電所についてはアセスの対象とならないのか。

【事務局】既に稼働している発電所はアセスの対象にはならないが、国において太陽光発電設備のリサイクル等に関するガイドラインが作成されていることから、事業を終了する際には、このガイドラインに基づき事業者を指導していくことになる。

【松尾会長】施設撤去後の地盤の安定性については、現在の改正案の書きぶりでカバーできるか。

【中野委員】通常、安定解析は施設を設置する際に行うものである。撤去後、例えば地盤に水が浸透した場合、安定性は損なわれる可能性があることから、撤去後の措置を、別途考慮する必要がある。

【事務局】運用による対応となる。太陽光パネルを設置する際に元々あった樹木等を伐採する場合には、環境要素として植物を選定することになると考えられ、植物の環境保全措置として事業終了後に植樹等の緑化を実施すれば、地盤の安定性は保たれると思われる。このため、事業者に対して、事業終了後に緑化を実施するよう求め、実施しない場合には、なんらかの措置により事業終了後にも地盤の安定性を確保するよう指導してまいりたい。

【二宮委員】発電所が稼働する 20 年の間、事業者が同じであるとは限らないことから、適切に引き継がれるようにすべきと考えるが、そういった点は指針で定められているか。

【事務局】アセス自体は事業を実施する前に行うものであり、事業に着手した後は基本的に個別法により担保されると考える。したがって、アセス制度において可能な範囲で事前に事業者の指導は行うものの、事業着手後の地盤の安定性などの問題については、電気事業法等の関係法令により対応することとなる。

【佐野委員】ダム湖などの水面に太陽光パネルを設置する事例がある。そうした場合、水温をアセスの項目に選定する必要があると考えるが、どうか。

【事務局】参考項目と参考手法はあくまで一般的な事業を想定してのものであり、水面に太陽光パネルを設置するような事業であれば、その事業特性に応じてアセスの項目を選定するよう指導することとなる。

なお、実際のところ、本県においては、アセスの対象となる 30,000kW 以上の太陽光パネルを水面に設置することはないと思われる。

【武田委員】工事中の地盤の安定性については予測されると思われるが、地盤崩壊が最も起こりやすいとされるのは樹木を伐採した直後である。地盤の安定性の予測は、どの時点を対象に行うのか。

【事務局】指針の参考手法においては、地盤の安定性に係る予測対象時期を「地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期」としている。したがって、伐採直後が最も影響が大きいということであれば、その時点を対象に予測すべきであることから、指摘を踏まえて事業者を指導してまいりたい。

【武田委員】「地盤についての状況が変化し～」とあるが、この「状況が変化」には、工事により樹木が伐採されることも含まれるのか。

【事務局】元々あった植生が伐採されることは「地盤についての状況が変化し～」に含まれると考える。

【松尾会長】気温上昇や地盤の安定性などについて意見があったものの、指針の改正案については、特段の修正を要する意見はないと考えられるため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたので、改正案をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 環境影響評価指針の一部改正について、諮問の改正案を審査会答申とすることで合意し、別紙 2 のとおり答申した。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会